

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

白老町の人口の推移をみると昭和 24 年に 1 万人、昭和 44 年には 2 万人を超え、昭和 60 年に 24,560 人となったが、その後は減少に転じ、平成 22 年には 2 万人を割り込み、平成 30 年 4 月末には 17,122 人となっており、高齢化の状況をみると、65 歳以上の高齢者人口が急速に増加しており、平成 30 年 4 月末では 43.6%と、全国平均 30.8%（平成 30 年 5 月 1 日現在）を大きく上回っている現状である。

次に、白老町の産業構造は、北海道を代表する黒毛和牛や鶏卵の生産、優秀な競走馬を輩出する畜産業、多種多様な魚介の水揚げを有する漁業、道内屈指の椎茸生産量を誇る特用林産業等の第 1 次産業をはじめ、製紙業、土石業、食品加工業、木材製造業等、全道でも上位の製造品出荷額を誇る第 2 次産業、温泉や食、歴史・文化等、地域の風土や資源を活かした商業・観光業等の第 3 次産業と厚みのある産業構造となっている。

最後に、中小企業者の事態については、平成 27 年国勢調査によると、産業別人口の総数が 7,037 人であり、そのうち第 1 次産業従事者が全体の 10.3%で 721 人、第 2 次産業従事者が全体の 27.3%で 1,923 人、第 3 次産業従事者が全体の 61.2%で 4,308 人と最も多く、白老町の産業は商業・観光業を中心に構成されており、中小企業者が大半を占めている現状である。

(2) 目標

本町の総合計画において、産業の基本方針は「地域資源を活かした個性あふれる産業のまち」と位置付けており、地域経済基盤の強化や雇用の維持・創出を図るため、既存商工業の振興はもとより、新規企業の誘致を積極的に進めるとともに、豊富な地域資源を活用した新たな商品開発の推進や、急速に進展する高齢化社会や多様化する消費者ニーズに対応した魅力と特色のある商業機能の充実を促進することとし、労働生産性の向上のために、生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するため、計画期間中に 6 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

本計画の実施にあたっては、地場製品の安定した需給体制の確立とブランド力の向上を図るとともに、農林漁業者と第 2 次・第 3 次産業との連携による 6 次化産業を併せて推進する。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性の目標伸び率は年平均 3%

以上とし、5年間の先端設備等導入計画の場合、計画期間である5年後までの労働生産性向上の目標伸び率は15%以上、計画期間が3年間の場合は9%以上の目標伸び率とし、4年間の場合は12%以上の目標伸び率を設定することとする。

2 先端設備等の種類

本計画において対象とする設備は、商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供する設備であって、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等すべてとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

白老町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本計画において対象とする業種は全業種とし、対象となる事業については、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業のうち、全量売電のための太陽光発電事業を除く全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 中小企業者が先端設備等の導入するにあたり、地域の特性を活用した事業であり、人員削減を目的とした取組については計画認定の対象としない。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮するものとする。

(3) 白老町外の中小企業者が町内で新規に事業を行うために先端設備等を導入する場合は、白老町に工場や事業所が存在し、地域経済・雇用を支えるもののみを認定の対象とする。